

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩文

北上地区消防組合規則第 9 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を
改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年北上地区消防組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（代休日の指定） 第 9 条　〔略〕	（代休日の指定） 第 9 条　〔略〕 <u>（育児期両立支援制度等に係る措置を講ずる期間）</u> 第10条 <u>条例第16条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。</u>
（休暇の基準等） <u>第10条</u> 〔略〕 （補則） <u>第11条</u> 〔略〕	（休暇の基準等） <u>第11条</u> 〔略〕 （補則） <u>第12条</u> 〔略〕
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。